

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）

令和 7 年 9 月 スポーツ庁・文化庁

1. 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体※¹となり、スポーツ庁・文化庁が示した要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※ 1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドライン※¹に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※1 本文書において、「ガイドライン」とは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」の改訂版（令和7年冬頃に改訂予定）を想定している。

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

- 市町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・ 生徒の所属する中学校等との連携を図ること
 - ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとして考えられる。また、部活動改革の理念や基本的な考え方^{※1}等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動^{※2}の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる^{※3}。

- 市町村等は、推進計画等に基づき、２．「要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、２．「要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割※⁴は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。
- 市町村等が、地域の実情に応じて、２．「要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※１ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和７年５月１６日）における改革の理念及び基本的な考え方等の内容を指す。

※２ 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。

※３ 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

※４ 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、令和７年冬頃に改訂予定のガイドラインにおいて明確化していく予定。

(2) 認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※¹が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）※²を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする※³。

※1 市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

(3) 認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

（４）指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・ 上記２．「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

（５）経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記２．「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和８年度末まで※^１に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※１ 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和１０年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体※¹が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

○ 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※¹。

① 市町村等による情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※²（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 教職員の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※¹ 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市町村等による情報提供を中心に支援する場合には、市町村等がガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※² 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

6. 今後の予定

- 地域クラブ活動に関する認定制度については、令和7年冬頃に改訂予定の総合的なガイドラインに盛り込む（総合的なガイドラインの内容とあわせて事前にパブリックコメントを実施予定）。

地域クラブ活動に関する認定制度（案）における 「２．認定要件」の具体的な確認事項

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒※^１の自主的・主体的な参加による活動※^２であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

※１ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２ 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

②スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上 of 休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※¹
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安※¹を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

※1 現時点では具体的な金額の目安は示しておらず、今後、ガイドライン改訂までに示す予定。

④適切な指導の実施体制が確保されていること

＜確認事項＞

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※³

※¹ DBSの活用についても検討。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり。

- ・ 研修の項目は、部活動指導員等への研修内容等を参考にしつつ、地域クラブ活動における指導人材に共通して必要となる内容や見守り人材に必要な内容等を示すことを想定。研修は、一定期間ごとに受講するなど、指導人材が学び続けられる仕組みを想定。
- ・ 都道府県が指導人材を対象とした研修を実施することも考えられる。
- ・ 例えば、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に関する内容が養成講習会のカリキュラム等に含まれ、不適切行為に対する処分手続が定められている資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したものとみなすことも検討。
- ・ 指導人材の登録の仕組みにおいては、登録された指導人材による暴力・暴言等の悪質な不適切行為が確認された場合には、登録を取り消し、当該指導人材が地域クラブ活動に携わることを認めないこととする。登録を取り消す際の基準は、スポーツにおいては、日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続きの登録者処分規程及び処分基準を参考にすることも検討。また、指導者資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したとみなした者が資格を喪失した場合には、登録を取り消す。
- ・ 認定を申請する際の誓約書において、認定後、速やかに指導人材の研修の受講や市町村等への登録を行うことを誓約する項目を設けるとともに、これらを条件として認定し、一定の期間内に適切に履行されているかを確認することも想定。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

＜確認事項＞

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等※¹において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること※⁴
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※²
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※¹ 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※² 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。